事前調査番号(集合)	
事前調査番号(巡回)	

業務で御使用の はかり の調査票

計量法第19条の規定により、取引・証明に使用するはかりは、定期検査の受検が義務づけられています。
つきましては、下記の項目の太枠内にご回答いただき、はかりの使用状況の調査にご協力下さい。

1. 貴事業所についてご記入下さい。

事業所名称		定休日	曜日
事業所住所 (通知文郵送先)		担当者 (電話番号)	(― ―)
使用場所住所			

2. 該当するものに〇印を記入して下さい。

①	貴事業所に、はかりはありますか？(貸与・リースを含む)	ある ・ ない
②	はかりを取引・証明に使用していますか？ ※「取引・証明」については、「計量器(はかり)定期検査のお知らせ」をご参照ください。	はい ・ いいえ
③	ヤマト運輸から借りている はかり はありますか？	ある ・ ない

3. 予定の検査方法に〇印を記入して下さい。

A. 埼玉県または埼玉県計量協会	B. 代検査(民間の検査)
埼玉県、埼玉県計量協会の検査は、***検査日や検査時間の指定はできません。***また、埼玉県の検査手数料は**当日キャッシュレス決済。**埼玉県計量協会の検査手数料は **当日現金払い**です。	代検査依頼先 【 】 実施(予定)年月日 【 年 月 日 】

4. はかりの詳細をご記入下さい

No	はかりの種類 ※1	合格シールの検査年数	ひょう量 (最大能力) kg	分銅おもり	台数	検定証印等の有無	検定年月	精度等級	メーカー はかりの型式	はかりの使用用途
例	電気式	なし	150ｋｇ	－	1台	(有)・無	2024.01	Ⅲ	A&D AD-6121	食材購入時の計量
例	電気式	なし	3/6ｋｇ	－	1台	(有)・無	'25.02	Ⅲ	イシダ IP-AI	食材の量り売り
例	電気式	なし	100/200ｋｇ	－	1台	(有)・無	28.05	Ⅲ	タニタ WB-260A	健康診断
例	指示はかり	2024	30ｋｇ	－	1台	(有)・無	29.08	O	ヤマト ―	宅急便取次
1					台	有・無				
2					台	有・無				
3					台	有・無				
4					台	有・無				
5					台	有・無				

詳しくは、「計量器(はかり)定期検査のお知らせ」をご参照のうえ、ご記入下さい。
※1 はかりの種類　記入例:「指示はかり」、「懸垂指示はかり」、「棒はかり」、「不等比皿はかり」、「台手動」、「電気式」など。

合格シール:
使用中のはかりが定期検査に合格すると付されるシール

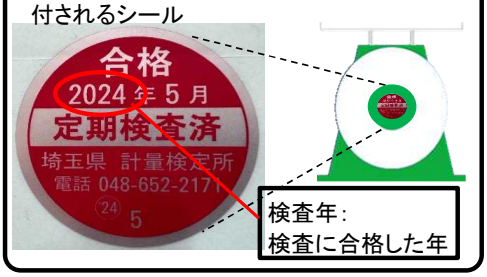

検定証印等:
はかりの製造時に国の基準に適合すると付される刻印

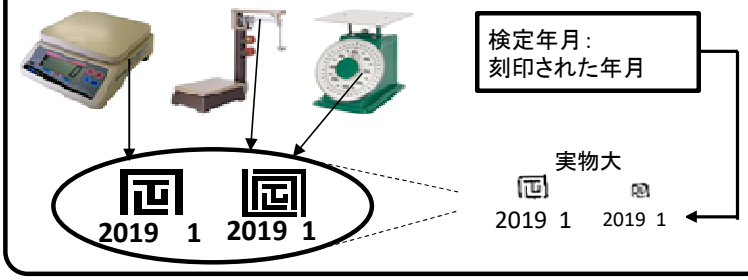

御協力ありがとうございました。御記入後は返信用封筒にて郵送、もしくは右下の連絡先までFAXまたは電話にてご連絡ください。

※埼玉県、埼玉県計量協会より問い合せ等があった場合は、御面倒をおかけしますが御協力ください。

連絡先
毛呂山町役場　産業振興課　商工観光係
埼玉県入間郡毛呂山町中央2－1
電話:049－295－2112(内線213・214)
FAX:049－295－0771